

## 滋賀県と中日本高速道路株式会社との 包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、滋賀県民の暮らしの安全・安心の確保と地域の活性化、高速道路利用者の利便性向上に資するため、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、滋賀県民の暮らしの安全・安心の確保と地域の活性化、高速道路利用者の利便性向上を図るため、相互に情報および意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について連携し協力することを目的とする。

### （個別の協議）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を協働により実施することについて合意したときは、具体的な実施方法、双方の役割、その他必要となる事項について協議し、別途取り決めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は平成22年2月8日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

### （その他）

第4条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月8日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 嘉田 由紀子  
(署名)

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目18番19号  
中日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 高橋 文雄  
(署名)